

同資金員の權に職員の申請に基づき、従業員側の
 謝更五項の改善を認め、結果従業員側の職員の権利を
 會議の決定に基き營業不況の爲六月十三日臨時株主總會を開
 十、 毎週登座原因
 十一、 毎週職災半日 同 六月十五日
 十二、 毎週登座半日 同 六月十三日
 十三、 毎週登座人員 全員
 十四、 登業員数 一八名（退職年八名、車掌八名、事務員二名）
 十五、 升奏 答 振舞 大 原 裕 介
 十六、 資本金 二萬圓
 十七、 專業設備 一家福縣の爲る自働車減容設備業
 十八、 振立 振 糸島振前風間
 十九、 給 糸島聯合自働車株主會振
 二十、 糸島聯合自働車株主會振後備金

法人 謝議會福岡出張所

法人 協調會福岡出張所

ては解雇豫告をなさず且つ全員解雇を發表したる會社側の
 措置に憤慨し同夜會社事務所に籠城して對策を協議したる
 ところ次の要求事項を決議し翌十三日より罷業に入つたの
 である。

十一、 要求事項

- 1、 未拂給料全額即時支給並に従業員積立金の支拂
 - 2、 若くば解雇を取消し從來通從業せしむること
- (備考)

未拂給料額、 本年二月以降 八〇〇圓
 積立金 四二〇圓

十二、 争議經過

六月十三日勞資双方會見交渉したるところ従業員側は前項
 千二百余圓を要求し會社側は未拂給料を十日分乃至十五日
 分の支給を主張して兩者の間に著しき相違あり、解決至難